

○ 所轄庁と金融機関が提携したNPO法人向け融資制度

所轄庁	制度名	提携先金融機関	創設時期	制度創設の趣旨・目的	所轄庁による支援等	対象	資金使途	融資額	融資期間	保証条件	金利	URL
北海道	地域活性化ワイド資金(平成26年度で取扱終了)	北海道銀行、北洋銀行、北陸銀行、道内23信用金庫、道内6信用組合	平成23年7月	本道経済の活性化や雇用創出への寄与が期待される公益法人やNPO法人など、幅広い事業主体が取り組む経済活動を支援するため、金融機関、信用保証協会及び道が連携し、保証付きの事業資金を融資する制度。	北海道信用保証協会と損失補償契約を締結。	公益社団・財団法人、社会福祉法人、農業分野に進出する中小企業者、NPO法人、一般社団・財団法人（①1年以上の事業実績、②税の完納、③財務諸表の作成を全て満足することが必要）	事業資金 ※農林漁業、金融・保険業及び遊興娯楽業や風俗営業など一部の業種は対象外	法人形態によって額は異なる。 NPO法人は1,000万円以内。 ※ただし、国や自治体から受領する公的な資金が未受領であることにより事業活動に影響がある場合は2,000万円以内	法人形態によって期間は異なる。 NPO法人は、7年以内(うち据置1年以内)。 ※ただし、公的な資金が未受領であることにより事業活動に影響がある場合は1年以内 ※1年以内の短期資金の利用も可	+担保及び保証人は取扱金融機関の定めによる。 +融資額の50%を北海道信用保証協会の保証付きとする(50%は保証なし融資。)	金融機関所定の利率	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yyushi/waido.htm
宮城県	みやぎNPOサポートローン	東北労働金庫	平成17年4月	NPO法人の中には、公的施設の管理や介護保険事業等、専従職員を置いて年間数千万円規模の事業を運営している法人もあり、これらの事業資金については、行政からの委託金・補助金等によるケースが多いが、委託金等が支給されるまでの間の資金繰りについて苦慮しているという声が上がっていた。 事業運転資金の確保の方法としては、通常、金融機関からの融資が考えられるが、NPOの場合は、信用保証協会等の機関保証の対象外となり、営利企業に比べて融資が受けづらい状況にあった。 このような状況から、NPO対象の融資について十分な実績・ノウハウを有し、活動資金の助成やNPO寄附システムの運用等、NPO支援に造詣の深い東北労働金庫との協働により、平成17年4月から、融資制度を創設したもの。	金融機関への原資の預託による協調融資。	国、自治体、公益法人等から1年以内に委託金、助成金、介護報酬等の公的資金を受けることが確定している特定非営利活動法人(宮城県内に主たる事務所を有する法人)	つなぎ資金 ①行政からの委託事業又は介護報酬等補助金のつなぎ資金 ②助成金決定から交付までのつなぎ資金 ③その他つなぎ資金	融資額はつなぎ資金の範囲まで	1年以内	+代表者を含めた1名以上の個人保証 +担保不要	年1.70%(固定金利) ※各年度の3月1日現在で見直し翌月改定	http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/support-loan.html
栃木県	栃木県NPO活動基盤サポート資金融資制度	足利銀行、栃木銀行、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、烏山信用金庫、大田原信用金庫、足利小山信用金庫、佐野信用金庫、真岡信用組合、那須信用組合、山形銀行、福島銀行、群馬銀行、東和銀行、筑波銀行、白河信用金庫	平成16年6月	特定非営利活動法人の活動資金の調達を容易にすることにより、特定非営利活動法人の財政基盤の強化を図り、もって社会貢献活動の促進に資すること。	金融機関への原資の預託による協調融資。	次の条件をすべて満たすNPO法人 ①栃木県内に主たる事務所を有すること ②法人成立後、1年を経過していること ③事業の計画を確実に実施することが認められること ④融資を受けようとする事業が宗教活動及び政治上の活動等に属さないこと ⑤融資を受けようとする事業が特定非営利活動促進法に定めるその他の事業に当たる場合、特定非営利活動に係る事業に支障がないこと ⑥特定非営利活動促進法に定める所轄庁への書類の提出を怠っていないこと ⑦特定非営利活動促進法第42条に基づく改善命令を受けていないこと(改善命令に基づいて改善がなされている場合を除く。) ⑧県税を滞納していないこと ⑨法人の活動が公序良俗に反しないものであること ⑩銀行取引停止処分を受けていないこと	・運転資金 事業活動を推進する上で必要な運転資金のうち、支出使途が明確に把握できるもののみを対象とし、既に支出した資金の補てんや借入金の返済資金は対象外とする。 ・事業拡大資金 事業活動を推進する上で必要な事業拡大のための資金のうち、会計処理上必ず資産として計上するもので、かつ栃木県内で使用する設備・備品・建物の取得に要する資金に限る(建物の場合は増改築を含む)。また、工事着手したものや取得済みのものについては対象外とする。	・運転資金: 300万円以内 ・事業拡大資金: 2,000万円以内	・運転資金: 5年以内(うち1年以内据置可) ・事業拡大資金: 7年以内(うち1年以内据置可)	必要に応じて取扱金融機関が定める。	・運転資金: 年1.7% ・事業拡大資金: 年1.9%	http://www.pref.tochigi.lg.jp/c01/life/npo/npo/yyuush.html

所轄庁	制度名	提携先金融機関	創設時期	制度創設の趣旨・目的	所轄庁による支援等	対象	資金使途	融資額	融資期間	保証条件	金利	URL
群馬県	NPO活動支援整備資金	群馬県内の銀行、信用金庫、信用組合の本店又は支店	平成11年4月	特定非営利活動に要する資金を貸し付けることにより、市民が行う自由な社会貢献活動として特定非営利活動法人の健全な発展に寄与することを目的とする。 平成11年4月、群馬県環境政策課所管の群馬県環境保全創造資金の一部に、NPO活動支援整備資金として創設。 平成11年12月、融資対象を全てのNPO法人に拡大し、設備資金として利用できるようにした。 平成14年度より、運転資金も対象とする。	金融機関への原資の預託による協調融資。	群馬県内に事務所を置き県内で活動しているNPO法人で、県税を完納している法人	・設備資金(建物の新築、一般事務機器等の設置購入) ・運転資金(事業活動に必要な資金)	・設備資金:2,000万円以内 ・運転資金:500万円以内	・設備資金(建物の新築):10年以内(うち据置1年以内) ・設備資金(一般事務機器等の設置購入):7年以内(うち据置1年以内) ・運転資金(事業活動に必要な資金):5年以内(うち据置1年以内)	融資を受ける金融機関と相談	年1.9%以内	http://www.pref.gunma.jp/04/c1510003.html
埼玉県	埼玉りそなNPO応援ローン	埼玉りそな銀行	平成18年6月	地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人を応援するために創設。	県と金融機関が「共助社会のための協力に関する協定」締結。	NPO法人として1年以上の活動実績があり、以下の条件に該当する法人 ①主たる事務所が埼玉県内にあること ②国・埼玉県・県内市町村から助成金・補助金の交付を受けた法人、又は国・埼玉県・県内市町村から事業を受託した法人 ※つなぎ資金は活動実績が1年未満でも可	・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金	①担保の提供がない場合 100万円以上500万円以内 ②担保の提供がある場合 100万円以上3,000万円以内 ③つなぎ資金 100万円以上かつ助成金・補助金の交付金額または契約金額以内	運転資金7年以内 設備資金10年以内 つなぎ資金1年以内	担保は必要に応じて決定、保証人は原則として理事長1名	原則変動金利	
埼玉県	むさしのNPOサポートローン	武蔵野銀行	平成26年7月	地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人を応援するため。	県と金融機関が「共助社会のための協力に関する協定」締結。	次の全ての条件を満たすNPO法人 ①埼玉県内で認証を受け主たる事務所が当行の営業エリア内にあること ②法人格取得後1事業年度以上の決算が確定していること	・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金	500万円以内	・運転資金5年以内 ・設備資金10年以内 ・つなぎ資金6カ月以内	当行所定の審査により決定	変動金利 ※認定NPO法人・埼玉県指定NPO法人は年0.5%差引	
埼玉県	さいしんコミュニティサポートローン	埼玉県信用金庫	平成26年8月	地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人を応援するために創設。	県と金融機関が「共助社会のための協力に関する協定」締結。	当金庫の会員又は会員資格を有し、以下の条件に該当する法人及びこれに準ずる機関 ①国や自治体からNPO法人の認証を受け、かつ当金庫の営業地区内にて事業を営むこと ②地域性、社会性がある事業を営み、事業収入があること	・運転資金 ・設備資金	3,000万円以内	・運転資金5年以内 ・設備資金10年以内	担保は個別に相談、保証人は原則として理事長1名	変動金利	

所轄庁	制度名	提携先金融機関	創設時期	制度創設の趣旨・目的	所轄庁による支援等	対象	資金使途	融資額	融資期間	保証条件	金利	URL
埼玉県	ソーシャルビジネス支援資金	日本政策金融公庫	平成27年2月	社会的課題の解決を目的とする事業を営む企業を支援するために創設。	県と金融機関が「共助社会のための協力に関する協定」締結。県、税理士会、行政書士会、さいたまPOセンター、公庫が「埼玉ソーシャルビジネスサポートネットワーク」で連携。	次のいずれかに該当する方 1 NPO法人 2 次のいずれかの要件を満たす方 (1)地方公共団体の補助金等を受けて、社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方(当該補助金の交付決定を受けている方または過去5年以内に交付決定を受けて事業をPOセンター、公庫が実施したものを含む) (2)社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方または営んでいる方であって、公庫による経営上の助言等を受ける方 (3)保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方または営んでいる方	・運転資金 ・設備資金	7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内)	・運転資金5年以内(特に必要な場合7年以内) ・設備資金15年以内(特に必要な場合20年以内)	担保は個別に相談(NPO法人は、利率を0.3%(平成28年3月31日までは0.2%)に乗せしうえて、代表者保証を免除することができる。)	固定金利	
埼玉県	かわしんNPO支援ローン	川口信用金庫	平成26年9月	地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人を応援するために創設。	県と金融機関が「共助社会のための協力に関する協定」締結。	①国や自治体等から設立の認証を受け、法人登記を行っている特定非営利活動法人(NPO法人)の方、②法人登記後2期以上の決算期があり、活動目的に沿った活動実績が確認できる方、③当金庫の営業地区内において事業を営む方、④当金庫の会員または、会員となっていた方(会員必須)	・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金	500万円以内	・運転資金5年以内 ・設備資金7年以内 ・つなぎ資金1年以内	当金庫所定の審査により決定	当金庫所定の利率を適用	
埼玉県	あおしんNPOサポートローン	青木信用金庫	平成26年10月	地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人を応援するために創設。	県と金融機関が「共助社会のための協力に関する協定」締結。	次のすべてに該当するNPO法人 ・国や自治体等所轄官庁から「特定非営利活動法人」の法人認証を受けている法人 ・安定した事業収入がある、もしくは今後事業収入が見込める法人 ・地域性、社会性がある事業を営む法人 ・当金庫営業地区内で事業を営んでおり、当金庫会員資格を有する法人	・運転資金 ・設備資金 ・公的助成金・補助金交付までのつなぎ資金	10万円以上500万円以内	・運転資金5年以内 ・設備資金10年以内(据置期間6ヶ月含む) ・公的助成金・補助金交付までのつなぎ資金6ヶ月以内	当金庫との協議により決定	変動金利(証書貸付の場合)又は固定金利(手形貸付の場合)	
埼玉県	地域貢献ローン CSR	飯能信用金庫	平成19年4月	地域の様々な課題解決に取り組むNPO法人等を応援するために創設。	県と金融機関が「共助社会のための協力に関する協定」締結。	社会的事業、地域貢献事業、環境緑化事業、低炭素社会等の経営高度化・効率化に取り組む地域事業、食糧需給率向上のための地元農業事業等を行う個人又は法人	・運転資金 ・設備資金 ・つなぎ資金	原則1億円以内	10年以内	・法人の場合は原則代表者のみ ・個人の場合は原則推定相続人1名	当金庫所定の金利	
埼玉県	西武ソーシャルビジネス成長応援融資	西武信用金庫	平成25年9月	NPOや中小企業を含めたソーシャルビジネスを応援する目的で創設。	県と金融機関が「共助社会のための協力に関する協定」締結。	当金庫の営業地区内で事業を営んでいる法人及び個人事業主で、下記のすべてに該当する方 ①主たる事業が福祉、教育、環境、まちづくりなどの社会貢献性の高い分野であること ②応募条件確認リスト、事業計画書財務諸表の提出が可能であること	・運転資金 ・設備資金	500万円以内	・運転資金6年以内(据置期間12ヶ月含む) ・設備資金7年以内(据置期間12ヶ月含む)	・法人の場合は原則代表者 ・個人事業主の場合は原則不要	固定金利 年0.1%	

所轄庁	制度名	提携先金融機関	創設時期	制度創設の趣旨・目的	所轄庁による支援等	対象	資金使途	融資額	融資期間	保証条件	金利	URL
埼玉県	西武コミュニティローン	西武信用金庫	平成15年8月	NPOや社会福祉法人、認証保育、商店会などの社会貢献性のある先を応援する目的で創設。	県と金融機関が「共助社会のための協力に関する協定」締結。	主たる事業所の所在地が当金庫の営業地区内にあり、かつ下記の条件のいずれかを満たす方 ①国や自治体等から「特定非営利活動法人」の法人認証を受けた方 ②国や自治体等から「認証保育所」の認証を受けた方 ③コミュニティビジネスを創出、充実させる事業者の方 ④地域の商店会（商店会の会員が行う商店会活性化を目的とした会社またはNPO法人を含む）等の団体の方	①NPO法人設立後の活動資金・設備資金 ②認証および認可保育所の開設資金・設備資金または経営に必要な資金 ③コミュニティビジネスの創出・充実資金 ④地域の商店会等の団体が行う地域商業振興の資金	①無担保1,000万円以内 ②有担保 原則、当金庫の担保評価額の範囲内まで	①手形貸付…1年以内 ②証書貸付…5年以内・有担保…20年以内	法人の場合は原則代表者 個人事業主の場合は事業承継者	当金庫所定の金利 ①手形貸付…当金庫「住宅ローンプライムレート」の固定金利 ②変動金利…当金庫所定の利率(変動金利) ③固定金利…当金庫「固定金利選択型住宅ローン」の固定金利期間3年・5年・10年の金利を基準に決定	
長野県	市民活動向け貸金業務	特定非営利活動法人NPO夢バンク	平成15年度	平成15年当時、県内に200を超えたNPO法人や非営利の活動を行う団体からの意見として、「金融機関等からお金をかしてもらえない」という意見があり、NPO関係者、金融機関ならびに長野県を交えた検討会議の結果、貸金業者として融資を行うNPO法人の設立に至った。	所轄庁である長野県が貸付原資のうち600万円を無利子貸付。このほか県内の3市も貸付原資の一部を無利子貸付。	長野県内に主たる事務所を置く非営利組織	・立ち上げ資金(設備資金含む) ・運営資金	無担保上限300万円(立ち上げ資金は原則100万円)、有担保500万円以内	3年以内(一括返済は1年以内) 条件により5年以内	連帯保証人2名を基本(うち1名は代表者) ※融資内容により異なる	固定金利 年2.0%以上3.0%以下(1年以内2%、1年超は3%)	http://www.npo-yumebank.org/
京都府、京都市	きょうとNPO支援連携融資制度	京都信用金庫、京都北都信用金庫、京都銀行、京都中央信用金庫	平成25年6月	NPO法人の事業拡大に伴う運転資金や設備整備資金の需要に応えるため、京都府、京都市、金融機関及び公益財団法人京都地域創造基金の協働による「きょうとNPO支援連携融資制度」を創設。	公益財団法人京都地域創造基金がNPO法人へ助成した利子助成相当額及び公益性審査をはじめとする本制度運用のために必要な経費を、予算の範囲内で補助する。 ・京都府利子助成予算(平成26年度):177.2万円 ・京都市利子助成予算(平成26年度):194万円 ※利子補給に係る京都市・京都府負担割合 ・市内に事務所を有するNPO法人:市1/2、府1/2 ・府内に事務所を有するNPO法人で上記以外のもの:府全額負担	京都府内に事務所を有し、京都市内で公益活動を行うNPO法人 ※公益財団法人京都地域創造基金による公益性審査を受ける必要あり	・運転資金 ・設備整備資金等	1法人につき500万円以内	5年以内(当初1年間の据置可能)	連帯保証人は各金融機関の定めによる 担保は原則不要	年2.0%(固定) ※京都府及び京都市の補助金を元に、公益財団法人京都地域創造基金が利子の全部又は一部をNPO法人に助成することにより、借入時の元本が300万円までは実質無利子、300万円超～500万円までは実質金利1%	http://plus-social.com/cn8/kyoto_yushi.html
島根県	島根県特定非営利活動法人支援融資	中国労働金庫	平成22年5月	社会貢献活動を担うNPO法人は、組織規模が小さく、財政基盤が弱いため、資金調達に苦勞し、活動拡大の阻害要因になっていることから、県が金融機関に資金を預託し、低利な融資制度を創ることにより、資金調達に苦勞するNPO法人の活動拡大を支援することとした。	金融機関への預託による協調融資。	次の条件をすべて満たすNPO法人 ①島根県内に主たる事務所を有していること ②法人格取得後、3年以上活動していること ③融資を受けようとする事業が定款に定められていること ④NPO法第29条に基づく事業報告書等の提出を怠っていないこと ⑤NPO法第42条に基づく改善命令を受けていないこと ⑥県税を滞納していないこと ⑦金庫の融資審査基準に適合し、確実に返済できる見込みがあること	定款に定める特定非営利活動に係る事業で、島根県内において実施するのに必要な運転資金、設備資金、国つなぎ資金(国からの委託金等が支払われるまでのつなぎ資金)	500万円以内 ※ただし、国つなぎ資金は委託金等の額が限度	・運転資金:1年以内 ・設備資金:5年以内 ・国つなぎ資金:国の委託金等の支払期日まで	中国労働金庫所定の方法による	・運転資金及び設備資金:年1.79% ・国つなぎ資金:年1.5% ※ただし、上記は平成26年度の適用金利	http://www.pref.shimane.jp/admin/nonprofit/hosin-sesaku/seido/index.html

所轄庁	制度名	提携先金融機関	創設時期	制度創設の趣旨・目的	所轄庁による支援等	対象	資金使途	融資額	融資期間	保証条件	金利	URL
山口県	NPO法人サポート融資事業	中国労働金庫(設備・運転・つなぎ資金) 山口銀行、西京銀行、西中国信用金庫、萩山口信用金庫、東山口信用金庫(つなぎ資金のみ)	平成12年6月	まちづくりや福祉、環境問題など地域の様々な課題に取り組むNPO法人は、地域社会の担い手として重要な役割を果たしているが、総じて小規模で財務基盤も脆弱であるため、活動に必要な資金を低利で融資し、NPO法人の安定的な事業運営を支援する。	金融機関への預託による協調融資。	次の条件をすべて満たすNPO法人 1 山口県内に事務所を置くNPO法人で、原則法人格取得後3年以上活動していること 2 融資対象事業が定款に定められており、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与すること認められること 3 融資対象事業を確実に行うことができること 4 自己資金のみでは融資対象事業の実施が困難であること 5 NPO法第29条の事業報告書等が毎年提出されていること 6 事業税を滞納していないこと 7 つなぎ資金の融資を受けようとするNPO法人にあつては、次の要件のいずれも満たすこと ①行政機関等から委託金等の支払いを1年以内に受けることが確実なこと ②取扱金融機関が代理人として委託金等を請求及び受領することについて、当該委託金等を支払う行政機関等の承諾が得られること	・設備資金 ・運転資金 ・つなぎ資金	・設備資金 5,000千円 ・運転資金 5,000千円 ・つなぎ資金 5,000千円(ただし、委託金等の額を上限とする。)	・設備資金5年 ・運転資金1年 ・つなぎ資金1年(ただし、委託金等の支払期日を上限とする。)	・設備資金及び運転資金は金融機関所定の方法による ・つなぎ資金は金融機関所定の方法による(連帯保証人不要。ただし、金融機関が代理人として委託金等を受領することについて委託料等を支払う行政機関の承諾が得られること。)	年2.0%	http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12100/kenkatu/npo_support.html
大分県	大分県地域産業振興資金やさしきライフビジネス支援資金	大分県信用組合	平成6年4月	生活、福祉、環境、地域活性化等の領域における生活者を重視した社会性のある事業を支援、育成することにより、「生活大県」の構築を民間、住民ベースから促進するとともに、これらの事業の中心的担い手である女性や障害者、高齢者、過疎地域の住民等の起業化による経済的自立や雇用の場の確保を推進する。	金融機関への預託	生活領域における社会性のある事業、女性や障害者、高齢者、過疎地域の住民等が起業化により経済的自立を促進する事業及びこれらの者に雇用の場を提供する事業、NPO法人が行う社会的貢献度の高い事業、その他知事が特に認める生活者の福利向上を目的とする社会性のある事業を行う者	・設備資金 ・運転資金	・設備資金500万円 ・運転資金500万円 ・NPOつなぎ融資(県等の補助事業を実施する際の補助対象経費で、補助金が交付されるまでに必要な資金) 1,000万円	・運転資金は5年以内(うち据置1年以内) ・設備資金は7年以内(うち据置1年以内)	原則として、連帯保証人1人以上	大分県信用組合短期プライムレート(年2.175%)	http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/271032_308190_misc.pdf
鹿児島県	かごしま共生・協働サポート融資	鹿児島銀行、宮崎銀行、南日本銀行、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、奄美信用組合、九州労働金庫、宮崎太陽銀行、鹿児島信用金庫	平成19年度	・制度創設のきっかけ 信用面で民間金融機関の融資が受けられないNPO法人に対して、県が損失補償することで、融資を促すことにより、活動を支援する。 ・目的 共生・協働の地域社会づくりの担い手であるNPO等の活動を支援するため、NPO等の経営基盤の安定・強化に必要な資金を融資する。	金融機関への損失補償。	鹿児島県内に主たる事務所を置き、法人設立後1年以上継続して事業を行っているNPO法人、もしくは、法人格を取得し、事業を行っている県内の自治会・町内会	・運転資金 ・つなぎ資金	・運転資金200万円以内 ・つなぎ資金1,000万円以内	・運転資金は5年以内(据置期間6カ月以内) ・つなぎ資金は2年以内(据置1年以内)	代表者を含めた1名以上の連帯保証人が必要 担保は不要 保証機関の信用保証が必要	年2.0%(固定金利)	http://www.kagoshima-pac.jp/c-enter/info/volunteer/teizai/yuusshi-top.html
札幌市	さっぽろ元気NPOサポートローン	北海道銀行、北陸銀行、北洋銀行、北海道労働金庫(本店営業部)、札幌信用金庫、空知信用金庫、苫小牧信用金庫、小樽信用金庫、北海信用金庫、旭川信用金庫、稚内信用金庫、留萌信用金庫、北央信用組合(本店)	平成16年度	まちづくりの担い手となることが期待されている市民活動団体が活動に必要な融資を円滑に受けられることができるよう、平成16年度から取扱要綱と細則を定め「さっぽろ元気NPOサポートローン」を実施しており、指定する金融機関に対して利子補給を行うことで金利の緩和を図るとともに、償還回収ができなくなった場合には損失補償を行うこととしている。	・利子補給(1,000万円以下の融資) ・金融機関の損失補償(市と金融機関の損失補償割合(1年以下=5:5、1年超=8:2))	札幌市内に主たる事務所を有するNPO法人で活動実績が3年以上あり、かつ、市税を滞納していないもの	・運転資金 ・設備資金	・運転資金500万円以内 ・設備資金(5年以内)500万円以内 ・設備資金(5年超)5,000万円以内	・運転資金は原則1年以内(最長3年) ・設備資金は担保なしの場合は5年以内担保有の場合は10年以内	・代表理事1名以上(内容によって必要保証人数を設定) ・不動産に関する設備資金は担保が必要 ・それ以外も不動産を有する場合は担保を付ける	市民活動団体の支払利息が年2.0%(内容によって必要)となるよう市が利子補給 ※5年超の設備資金で1,000万円を超える分は3.075%	http://www.city.sapporo.jp/shimn/support/loan/101_top.html

所轄庁	制度名	提携先金融機関	創設時期	制度創設の趣旨・目的	所轄庁による支援等	対象	資金使途	融資額	融資期間	保証条件	金利	URL
川崎市	川崎市コミュニティビジネス支援融資制度	群馬銀行(横浜支店)・東京都市銀行・横浜銀行(川崎市内の支店に限る)・東京スター銀行・神奈川銀行(川崎支店・中原支店)・徳島銀行(蒲田支店)・横浜信用金庫(川崎支店・平間支店・千年支店)・かながわ信用金庫(鶴見支店)・湘南信用金庫(矢向支店)・川崎信用金庫・城南信用金庫(川崎市内の支店に限る)・中央労働金庫(川崎支店)(カッコ書きがない場合は、本店、支店、及び支店の所在地は問わず) ※平成26年12月末時点の取扱金融機関	平成17年4月	特定非営利活動促進法の改正や各自治体でのNPO法人への支援が広がりをみせる中、本市においてもコミュニティビジネスを営む川崎市内の特定非営利活動法人が事業活動に必要としている資金調達の円滑化を図り、その経営基盤の確立を促進し、地域経済の健全な発展と振興に資することを目的に創設した。	中小企業診断士による企業診断及び融資実行後のアフターフォロー(中小企業診断士による企業診断)等実施。	川崎市内に主たる事業所を置く設立後1事業年度以上経過しているNPO法人で、コミュニティビジネスを行っていることと市長が認める者	・運転資金 ・設備資金(市内設備に限る) ・つなぎ資金	1,000万円	・運転資金:5年以内(据置6か月以内を含む) ・設備資金:7年以内(据置6か月以内を含む) ・つなぎ資金:1年以内(一括返済に限る)	・原則として、代表者以外の連帯保証人は不要 ・担保は原則不要	年2.8%以内 ※ただし、認定、仮認定及び条例指定を受けたNPO法人は、年2.5%以内	http://www.city.kawasaki.jp/280/page/000017836.html
広島市	広島市NPO活動支援融資制度	広島県信用組合、中国労働金庫	平成16年度	営利を目的としていない社会貢献活動を行うNPO法人は、資金的・人的・物的に活動基盤が脆弱である。このため、資金調達が困難な特定非営利活動法人に対して、団体運営や活動に必要な資金を低利で融資することにより、特定非営利活動の安定及び発展に資することを目的とする。	金融機関への原資の預託による協調融資。	次の条件をすべて満たすNPO法人 ①広島市内に「主たる事務所」を有していること ②NPO法の規定による事業報告書などの所轄庁への提出義務を怠っていないこと ③NPO法の規定による改善命令を受けていないこと ④市税を滞納していないこと ⑤暴力団関係者ではないこと ⑥取扱金融機関の融資審査基準に適合し、返済が確実にできる見込みがあること ⑦その他、運営が著しく適正を欠くと認めるものでないこと	・運転資金 ・設備資金	500万円以内	・運転資金は3年以内 ・設備資金は7年以内	取扱金融機関の所定の方法による	固定金利(有担保:年1.6%、無担保:年2.0%) ※金融情勢の変化等により利率が変更になる可能性あり	http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000/11111103478740/index.html

(出所)平成27年1月に実施した各所轄庁への照会結果より内閣府作成。
(備考)融資要件等の詳細は各所轄庁又は各金融機関に問い合わせのこと。